

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 7 日 (火) 第2827号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日 (毎週火, 金)  
定価 送料共 1 箇月2, 650円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定 (建築課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第922号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成24年8月10日から施行する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 中間検査を行う区域  
県下全域(鹿児島市の区域を除く。)
- 2 中間検査を行う期間  
平成24年8月10日から平成29年8月9日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模  
鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの
- 4 指定する特定工程  
2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
- 5 指定する特定工程後の工程  
2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- 6 適用の除外  
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。
  - (1) この告示の施行前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知がされた建築物
  - (2) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
  - (3) 法第85条の適用を受ける建築物